

## 可茂消防事務組合広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、可茂消防事務組合（以下「組合」という。）の財源を確保し、住民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、組合の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、次に掲げる組合の資産のうち、広告の掲載が可能なものをいう。

- (1) 組合ホームページ
- (2) 組合の広報紙
- (3) その他広告媒体として活用できると管理者が認めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載（以下「広告掲載」という。）することができる広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (3) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 人権を侵害し、又は名誉を毀損するおそれのあるもの
- (8) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 組合が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (10) 広告主（広告掲載を希望する者をいう。以下同じ。）又は広告代理店が次のア、イのいずれかに該当するもの

ア 法第2条第2号に掲げる暴力団その他の集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、管内市町村における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）

(11) その他広告掲載する広告として適当でないと管理者が認めるもの  
（広告の規格等）

第4条 広告掲載することができる広告の内容、デザイン、規格、枠数、掲載位置及び掲載期間は、広告媒体ごとに別に定める。

（募集）

第5条 広告掲載する広告の募集については、広告媒体により行うものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、組合が業務委託した代理店を介して募集することができるものとする。

（広告掲載の申請）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申請書（様式第1号）に、掲載しようとする広告原稿を添え、管理者に申請しなければならない。

（申請の承認）

第7条 管理者は、前条の申請を受けたときは、広告掲載の可否を決定し、申請者へ広告掲載承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（提出）

第8条 広告主は、前条の規定により広告掲載の決定の通知を受けたときは、管理者の指定する期日までに、管理者の指定する方法により広告の成果品を提出しなければならない。

（広告の責任）

第9条 広告掲載する広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の手続きにかかる経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第10条 第7条に規定する広告掲載を承認された広告主は、組合が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載の取消し等）

第 1 1 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 広告掲載料が組合の指定する期日までに納付されなかったとき。
- (2) 広告原稿が組合の指定する期日までに提出されなかったとき。
- (3) 広告主が第 3 条第 1 0 号に掲げる者に該当することとなったとき又は該当することが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認めたとき。

2 管理者は、前項の規定による取消し又は中止により、広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の返還)

第 1 2 条 管理者は、前条第 1 項の規定による取消しがあった場合において、広告掲載料の変更はしない。ただし、組合の責により広告掲載が中止となった場合は、広告掲載料の変更若しくは返還又はその他適当な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(庶務)

第 1 3 条 広告掲載に関する事務は、消防本部総務課で行うものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

別添

様式第 2 号 (第 7 条関係)

別添

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

広告掲載申請書

可茂消防事務組合

管理者

宛

申請者

所在地

事業所名

代表者名

印

連絡先（電話）

（FAX）

（Eメール）

可茂消防事務組合広告掲載取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり  
広告掲載を申請します。

記

広告媒体の種類 (いずれかにレ点)	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 広報紙「広報可茂消防」 <input type="checkbox"/> その他広告媒体として活用できると管理者が認めるもの
広告掲載期間	年 月 日(号) ～ 年 月 日(号)
広告主の事業概要	
広告の内容 (リンク先)	

様式第2号（第7条関係）

可茂消本第 号  
年 月 日

広告掲載承認通知書

様

可茂消防事務組合  
管理者

年 月 日付であった広告掲載申請については、可茂消防事務組合広告掲載取扱要綱第7条の規定により下記のとおり承認（する・しない）ことを決定しましたので通知します。

記

承認する

広告媒体の種類	
広告掲載期間	年 月 日（号） ～ 年 月 日（号）
広告掲載場所	
広告掲載料金	_____ 円 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所へお支払いください。

承認しない

承認しない理由	
---------	--